

《こんなときを知っておきたい手続き》

運転免許証編

～運転免許証の記載事項（本籍・住所・氏名）変更される方へ～

受付場所	受付時間（平日のみ）	
	※ 月曜～金曜（祝日、年末年始の休日を除く）	
◎ 京都府下の各警察署	午前	午前9時00分～午前11時45分
	午後	午後1時00分～午後4時45分
◎ 京都駅前運転免許更新センター （下京区烏丸通七条下る西側） ※ 旧・七条警察署の跡地	午前	午前9時30分～午前11時00分
	午後	午後2時00分～午後4時00分
◎ 運転免許試験場 （伏見区羽束師古川町647）	午前	午前9時30分～午前11時00分
	午後	午後2時00分～午後4時00分

◎ 運転免許証の記載事項変更に必要な書類

変更内容	必要書類
本籍・氏名の変更	<u>本籍地記載の住民票</u> が必要です。（原本の提出が必要）
旧姓の記載 （希望者の申出）	<u>旧姓が記載された住民票</u> （原本は、手続き後に返却） または、 <u>旧姓が記載されたマイナンバーカード</u> が必要です。
住所の変更	下記書類のいずれか一つが必要です。（原本は、手続き後に返却） <ul style="list-style-type: none"> ・ 6か月以内の住民票（本籍地省略でも変更できます） ・ マイナンバーカード ・ マイナンバーの通知カード ・ 健康保険証（正確な住所が記載されたもの） ・ 正確な住所が記載された公共料金の領収書 ・ 正確な住所記載で、消印のある郵便物（メール便等不可）
注意事項	<p>(1) <u>コピーは不可</u>です。</p> <p>(2) 住民票（家族全員分）は、ホッチキスを外さずに全部持参して下さい。</p> <p>(3) 外国籍の方は、国籍・在留資格・在留期間など、<u>全部記載の住民票</u>が必要です。ただし、在留資格等の記載が省略されている場合には、在留カード・特別永住証明書等が必要となります。</p>

※ 運転免許証の記載事項変更に伴う手数料はいりません。



<お問い合わせ先> 中京交通安全協会（中京警察署内）
 電話 075-823-0110
 内線 414